

# 東日本大震災の被災者に対する 開発許可申請等に係る手数料免除について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその余震によって滅失し又は破損した住宅について、移築又は建替等を行うにあたって、都市計画法に基づく開発行為の許可等に係る申請をする場合、茨城県手数料徴収条例第5条の規定により、当該申請に係る手数料を免除することとします。

## ○対象者

市町村長から今回の地震による建築物のり災証明書（被害程度が半壊以上に限る。）の発行を受け、被災した日から起算して1年以内に建築物の工事に着手する者。

## <免除対象手数料>

被災した住宅の移築又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- (1) 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
- (2) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）
- (3) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- (4) 開発行為（建築等）に関する証明手数料（法施行規則第60条）

## <申請の方法>

別紙様式により、市町村長が発行したり災証明書（被害程度が半壊以上に限る。）を添付のうえ、開発許可等に係る申請と同時に行ってください。

## 【問合せ先】

※市が許可権者となる場合（特例市又は事務処理市）については、各市の開発担当課に直接お問い合わせください。（免除の有無及び内容が異なる場合があります。）

所管部署	TEL
茨城県土木部都市局建築指導課	029-301-4732
県民センター総室県央建築指導室	029-301-4784
県北県民センター建築指導課	0296-80-3344
鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4133
県南県民センター建築指導課	029-822-8519
県西県民センター建築指導課	0296-24-9149

※特例市…水戸市、つくば市

※事務処理市…日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、神栖市、鉾田市、小美玉市

様式

開発許可等に係る申請手数料免除申請書

年 月 日		
茨城県知事 殿		
申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)第5条の規定に基づき、(都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条, 第42条第1項ただし書, 第43条, 都市計画法施行規則(昭和44年省令第49号)第60条)の規定による開発許可等に係る申請手数料の免除を受けたいので申請します。		
1 代理者住所 氏名		
2 申請地の所在		
3 建築物の工事に着手する日		
4 申請理由		
5 申請区域の面積	㎡	手数料の免除額 円
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 承認欄 年 月 日 第 号

備考1 ※印欄は記入しないこと。

2 市町村の発行する罹災証明書(被害程度が半壊以上に限る。)を添付すること。

3 開発許可等に係る申請書と同時に提出すること。